

大町市スポーツ協会会計規程

(総則)

第1条 大町市スポーツ協会会則第21条第2号の規程に基づき会計に関し必要な事項を定める。

(会計処理)

第2条 事務局で扱う会計処理については、財政状態及び運営に関する会計事実を決算書、その他会計に関する書類へ明りょうに表示するものとする。

(会計帳簿)

第3条 本会計に、次の帳簿を置かなければならない。

- (1) 収入調停票
- (2) 支出負担行為決定票、支出命令票
- (3) 現金出納簿
- (4) 備品台帳

(収入行為の決定)

第4条 予算執行者が収入行為の決定があったときは、その内容を明らかにした「収入調定票」及び「納入通知書兼領収書」様式第1号により必要事項を表示し決裁を受けなければならない。

(支出負担行為の決定)

第5条 予算執行者が支出負担行為をしようとするときは、その内容を明らかにした「支出負担行為決定票」及び「支出命令票」様式第2号により、請求書及び領収書を添付し決裁を受けなければならない。

(支出命令)

第6条 予算執行者が第3条の伝票により支出するときは、会長の決裁によるものとする。但し会長が不在の時は常任理事がこれを代決することができる。

(予算科目)

第7条 本会会計予算に次の予算科目を置く。

- (1) 総務費
- (2) 競技費
- (3) 指導普及費

(指定金融機関)

第8条 本会会計の指定金融機関は次のとおりとする。

- (1) 八十二銀行大町支店
- (2) 大北農業協同組合

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

規程改正経過

昭和61年	4月	1日	制 定
平成3年	4月	23日	一部改正
平成21年	4月	14日	一部改正
令和5年	4月	25日	一部改正